

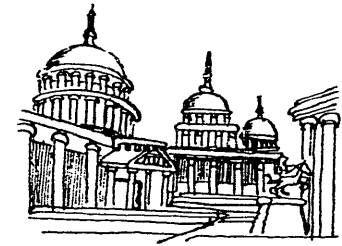
2 カテゴリーに90%, また, 第3 カテゴリーに65%となっている。企業には, 肉体的傷害に対する一時金による補償, 医療に要する追加的費用, および傷害の発生直前3年間における平均所得と当人の現在の所得とを比較した差額を支払う責任が残される。その制度の費用は, すべて企業によって調達されるであろう。

企業と社会保険の管理機関との関係については, 改革はすべての雇用災害給付に対して, 企業の責任にもとづく新しい方法を発達させ, それらの給付は社会保険によって提供され, かつ企業によって償還されている。このように, 雇用災害保護は段階的に発達してきた。すなわち, 第1段階は災害の危険率によって異なる保険抛出の区分化, 第2段階は事実上の発生率により給付を償還する企業の責任, また, 第3段階は危険の基本原則にもとづく責任である。

Podstawowe kierunki reformy systemu emerytalnego, *Panstwo i prawo*, No. 1, 1969, pp. 135-149 ; No. 50, '70.

老齢な農民と社会政策

Piero Marini (イタリア)



本稿には, 年金を受給する農民に影響を与える基本的な諸問題と, 老齢者に実質的な保護を提供するために勧告される各種の型をもつ社会的保護について試論が述べられている。

老齢者数の恒常的な増加は, 全人口のうちこれらの人びとに対する社会政策の形成と刷新が, 次第に緊要となっていることを意味している。農業部門におけるそのような政策の必要性は, 全国民のうち, 農業人口が他の部門よりもより急速に老齢化しているという事実から, とくに明白とされている。全国自作農共済疾病基金連合会による最新の調査は, 1966年4月30日現在では, 被保険者のうち4人に1人が60歳以上の老齢者で, 同日付では, 被保険者総数5,147,943人中の1,285,220

人は60歳に達していたことを示している。70歳以上の女子は男子より多い。すなわち, 男子の584,118人(男子総数の23.8%)に対して, 女子は701,102人(女子総数の26%)となっていた。70歳以上の世帯のうち約70%が単身者であることに注目するときに, 前者の農民が生活している孤独の程度は想像できるであろう。これは自営農民の間における入院時には, もし, かれらが適切な家族の援助をあてにすることができるならば, 患者の自宅で治療することができた疾病によって, これらの入院が必要とされている。したがって, かれらに対して適切な社会的保護を促進するために, 老齢な農民のもっているニーズを研究することが, 絶対に必要である。

ある施設において雇用と職業紹介に対する

老齢者の態度を調べた調査は、老齢な農民がかれらの難儀な労働によって本当に疲れ切っているようにみうけられるが、しかし、かれらの生計と品位を保つために、労働を継続する以外に、他になんらの選択をももっていなかったことを示している。これら老齢な農民が受給資格を取得する老齢年金はきわめて低い、このように非常に低い老齢年金の観点からみれば、かれらは当人達自身と妻に対する生計の唯一の手段として、労働に従事していると考えている。それは労働の継続に賛成の意向を示すはっきりした見解を述べる妻帯者であり、また、かれらの寡婦は確かに寡婦年金で暮してゆくことはできない。老人ホームについては、農業以外の職業から引退した大部分の老齢者と農業から引退したより多くの人びとの間では、後者が老人ホームの可能性を拒否するのに、前者は老人ホームを受け入れることのできるある解決策であると考えている。この態度は農業が他の職業グループよりもより大きな結びつきをもっているという点にもとづくものと考えられるが、しかし、その態度は農業からの引退者のもつ心理的独

立性の度合が、他のグループよりもより低いことにも影響を受けている。

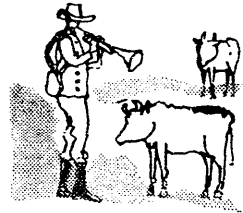
年金受給者の典型的な立場は、経済的依存、保健サービスにかんする依存、および社会的疎外の言葉で表現することができる。経済的困難については、INPS（訳註、全国社会保険公社）によって1967年に農民、土地を借用する小作農民、および、収獲分配方式の小作人に支払われた平均年金額は、161,700リラで、その平均額は、商店主への平均年金額とともに、いずれの 카테고리の中でも、最も低いカテゴリーに属していた。健康上のニードについては、それは1967年5月29日付の法律第369号による全く新しいもので、農民達は農業部門のカテゴリーに対する共済組合基金の農民達は保健給付に対する権利を取得した。

そのような不公平を防止するために、最も必要でかつ緊急を要する手段は、各個別的な事例のもつ本当の需要と環境に対する年金年齢を採用し、また、正式の年金年齢以前に生

まれるニードに対する年金支給を採用することである。さらに、とくに、感情、経済、家族、および社会のもつ影響と関連して、肉体的障害、孤独、および当人自身のあるいは他人の死亡にかんする各人の不安を克服するために、老齢による衰えの客観的および主観的側面について、心理的療法と予防的活動を実施することも緊要である。長期間にわたり老齢者と定期的接触を保ちながら、主として地域社会に、またとくにこのカテゴリーやまたこれに属する人びとに対して、直接的に教育的な活動を実施することも必要である。第1段階として考えられるこの種の活動は、老齢者にかんする先入観を修正させるべきである。老齢者が立場の変化に応じて果さなければならない新しい機能から生ずる諸問題を、老齢者に克服させるために、かれらの社会的指導や援助が提供されるべきである。農場の災害に対する保険適用で70歳とされている現在の最高年齢制限は、廃止されるべきである。統計が活動的な農業人口の漸進的な老齢化を明白に示しているので、この年齢制限は現実的ではない。

失業保険のある考察

Aleksancar Radovan (ユーゴスラヴィア)



本稿には、国際的な手段とその他のヨーロッパ各国における発達を参照しながら、ユーゴスラビアの失業者に対する経済的およびその他の援助にかんする諸問題が論述されている。

ソ連やその他の社会主義国では、これら各国の完全雇用政策の観点から、失業保険は必要であると考えられていない。大不況の時期に、失業保険はその価値を証明した。ILOはその条約で、社会保障のこの部門に基本的な基準を定めてきたし、また、失業時における給付への権利は、1966年の国連社会的権利宣言に組みこまれていた。ユーゴスラビアでは、その問題を規定する最初の試みが1939年

に行なわれ、その年に、失業時の準備を行なうある保険制度の創設が定められた。これには、その後、自治的な公的サービスが加えられ、このサービスは公的職業紹介サービスに発達した。第2次世界大戦後、労働組合は職業紹介サービスを発達させた。1952年に、失業労働者に対する援助の政令と、職業紹介にかんする他の政令が公布された。1957年に実施された労使関係法は、失業時の諸給付にかんする諸規定を含んでいた。1960年には、職業紹介を目的として設けられた自治的機関により、職業紹介を行なうために、ある法律が通過された。

現行制度は、1963年の憲法第36条に具体的

に表現されているように、労働の権利、および職業と雇用の自由な選択の権利という基本原則によって管理されている。立法者には失業者に対して失業保険もしくはある政府扶助制度を発達させるべきかどうか決定されるべきであると考えられ、1965年には、雇用中の人びとを配置する組織と財源調達の基本法が、失業時における労働力配置の問題と援助に対する権利を規定した。しかし、これはほとんど失業保険と考えられない。その理由は、保険制度では、労働者が所定の権利と諸条件をもっており、かつ、この諸条件を検討する手段が法令によってははっきりと決定されている。現行制度は適切であると思われるが、しかし、現行制度では、失業者に対する援助はある社会扶助に属するものであって、社会保険や社会保障ではないから、雇用配置の問題と失業中の援助の問題は、別な法令で処理される方が得策であろう。

しかし、このような事情にもかかわらず、職業紹介と失業者への援助に用いるために、労働者が各人の所得から拠出を支払うので、